

北九州市成年後見制度利用促進計画

高齢化の進展に伴い、今後も認知症高齢者のさらなる増加が見込まれる中、成年後見制度の利用を含む、権利擁護の支援は重要性を増しています。

北九州市では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」にもとづき、令和元(2019)年5月に、「北九州市成年後見制度利用促進計画」を策定し、認知症高齢者など判断能力が十分でない人の権利の保護と意思決定の支援の進展に向けた基本的な方針を定めました。また、令和3(2021)年度からは、第2次北九州市いきいき長寿プランに包含し、「老人福祉計画」「介護保険事業計画」とあわせて策定することで、一体的な取組みを進めてきました。

成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズのさらなる多様化・拡大化が見込まれることを踏まえ、国は、第一期計画による制度利用の環境整備をふまえて、令和4(2022)年3月に、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を定めました。その中で、利用促進に向けた制度の運用改善等の検討などについても記載されています。

本市においては、そのような国の動きにも注視しながら、認知症など判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で、人や社会とつながりながら、状態にあった自分らしい生活を継続することができるよう、自己決定権の尊重等を基本理念とする成年後見制度利用促進計画を本計画に位置づけて引き続き策定し、地域全体で支えあいながら、ともに地域を創っていく地域共生社会の実現を目指します。

1 成年後見制度の利用推進

【施策の方向性】

認知症など判断能力が十分ではない高齢者（以下、「認知症高齢者等」という。）が、本人らしい暮らしを継続し、地域社会への参加ができるよう、権利擁護を支える重要な手段となる成年後見制度の利用をさらに推進します。

成年後見制度の利用促進に向けて、意思決定支援・身上保護を重視し、かつ、より利用しやすい制度の運用を図るとともに、包括的・多層的な地域連携ネットワークの充実に向けて取組みを推進します。

また、制度の利用促進に向けた国における制度の運用改善等の動きも注視しながら、進めていきます。

<施策1-1 成年被後見人と成年後見人の支援>

成年後見、保佐及び補助においては、財産管理、介護保険サービス等の福祉サービス、意思決定支援等の幅広い知識が必要なため、専門家ではない親族、知人等が一人で対応するには困難を伴うこと、さらに、成年被後見人等の生活を支援する成年後見人等は責任が大きいことから、成年被後見人等のみならず成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担の軽減に取り組みます。

また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合でも、専門外の問題に関し

て相談・協議できる体制を整備することにより、被後見人等が求める成年後見活動の実現を図ります。

(1) 権利擁護支援のチームによる支援等

成年被後見人等の身近な親族、介護支援専門員、相談支援専門員、介護サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等が権利擁護支援の「チーム」となり、日常的な関わりを通して成年被後見人等の意思を汲み、意思を尊重した心身・財産の保護ができるようチームの効果的な連携構築を支援します。

(2) 専門家を加えた地域ケア会議の開催

成年被後見人等に関わる困難な問題や身体・財産に重大な影響を及ぼす事案などチームだけでは対応が困難な問題については、多職種の幅広い視点で検討を行う地域ケア会議において、問題の解決を図るものとします。

地域ケア会議には、必要に応じ、弁護士、各専門職団体、医療関係者、地域の見守りボランティアなどの参加を得て、専門的見地はもとより、成年被後見人等の意思を反映した問題の解決を目指します。

(3) 意思決定の支援の普及・啓発

意思決定支援の普及・啓発を図り、成年後見人等が成年被後見人等の意思を尊重した身上保護、財産管理の実現に取り組みます。

また、意思決定支援の普及により、成年被後見人等に限らず十分な意思決定をすることや意思を表すことが困難な人の尊厳が守られる社会の実現を推進します。

(4) 後見人支援と地域のサポート

親族後見人等を対象とした電話・窓口での相談対応や、相談会を開催することにより、後見人の負担軽減を図ります。

また、出前講演等により、地域においても成年後見制度や認知症等に関する知識と理解を深め、認知症高齢者等の見守りや後見活動への参加者の増加を目指すとともに、ノーマライゼーションの進展を図ります。

(5) 制度の利用促進支援

成年後見制度の利用希望者のうち、資力の状況に応じて、その申立て費用や後見人等への報酬の助成等を行うことにより、成年後見制度の利用促進を図ります。

<施策1-2 成年後見制度の利用促進>

成年被後見人等からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、高齢者福祉等の福祉サービス関係者をはじめ、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携から成る「地域連携ネットワーク」の効果的な運用を図ります。

また、地域連携ネットワークの中核となる機関である「北九州市成年後見支援センター」（以下、「中核機関」という。）を引き続き運営し、機能の充実を図ります。

(1) 地域連携ネットワークの機能

地域連携ネットワークは、次の三つの機能により、権利擁護支援に取り組みます。

① 相談支援機能

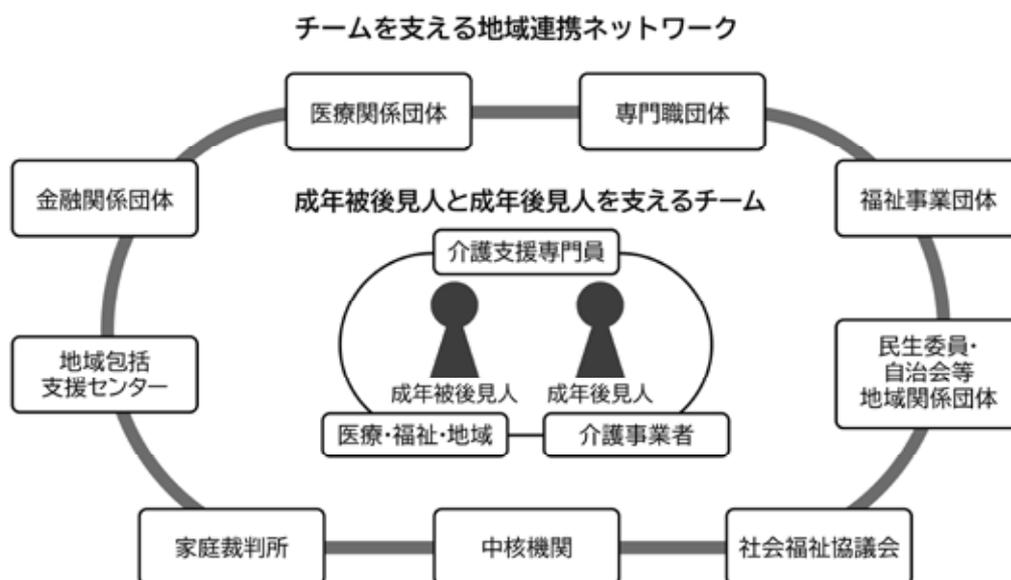
各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行います。

② 支援チームの形成支援

中核機関が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制づくりを行います。

③ 支援チームの自立支援

中核機関や専門職が、各種相談支援機関等と役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう支援します。



(2) 中核機関の運営と段階的な機能の充実及び促進

中核機関は、成年後見制度の広報や相談窓口の対応を行うほか、成年後見制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。

なお、中核機関において、地域連携ネットワークの中でのコーディネートを担いつつ、次の5つの機能の充実及び促進を図ります。

① 広報

成年後見制度の利用促進に向けた普及・啓発に取り組むとともに、制度に関わる各団体と連携し、団体それぞれが効果的な広報を活発に行えるよう、配慮・助言を行います。

② 相談

心身・財産の保護の必要性が生じた時をはじめ、早期の段階から、制度の利用につ

いての相談対応を行います。また、関係団体等の相談窓口の情報の集積を行い、相談者の状態に応じた適切な相談窓口の情報等を提供できる体制の整備を進めます。

③ 制度の利用促進

認知症高齢者等が適切な成年後見人等を得られるよう、市民後見人の養成を行います。また、適切な成年後見人等の選任（受任調整）や選任後のモニタリングなど、より本人にふさわしい形で制度を利用できるよう、取組みを進めていきます。さらに、福祉サービスの利用手続や金銭管理のサービス、日常生活自立支援事業を利用している判断能力が十分でない人について、成年後見制度への移行が望ましいケースについては、関係機関と協議し、円滑な移行を支援します。

④ 後見人の支援

市民後見人、親族後見人等の専門的知識を持たない成年後見人等の資質向上を図るため、市民後見人等からの相談に適切に対応するなど、成年後見人等を支援する取組みを実施します。また、成年後見人や成年被後見人などを支えるチームとなる介護支援専門員、相談支援専門員、介護事業者等と成年後見人等との協議の場を調整するほか、チームでは解決できない問題に関して、地域ケア会議等での検討の依頼、家庭裁判所への情報の提供を行います。さらに、専門職後見人からの軽易な相談に対応するとともに、地域連携ネットワークを活用した専門職後見人間の連携の強化を図ります。

⑤ 不正防止効果

市民後見人等への研修やチームとしての対応により、後見活動の不正の防止を図ります。

(3) 関係機関との連携強化等

弁護士、司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」（北九州市社会福祉協議会）、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化します。

また、成年後見制度（法定後見）においては、市内に居住し、法定後見の利用が必要な認知症高齢者等で、4親等以内の親族による申立てを行うことができない場合等に、必要に応じて法定後見の市長申立手続を実施します。

【主な具体的取組み】

- 成年後見制度中核機関「北九州市成年後見支援センター」における相談対応
- 制度の利用促進（申立て費用等の助成、広報、啓発）
- 地域連携ネットワークの構築と支援強化
- 市民後見人の育成
- あんしん法律相談の実施
- 金銭管理や財産保管サービス等の提供支援
- 地域ケア会議の開催（再掲）

《成果指標》

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
成年後見制度について「よく知っている」「少し知っている」人の割合	47.9%	増加	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
中核機関における成年後見制度に関する相談件数	593件	700件	実績	4

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

2 虐待防止対策の推進

【施策の方向性】

すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしく安心して生活できるよう、市民や地域及び関係機関等との連携により、虐待の早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを推進します。

高齢者虐待防止法の啓発をはじめ、虐待の相談窓口である地域包括支援センターの周知に加えて、高齢者虐待に関わる可能性のある職員への研修を実施し、対応能力の向上を図ります。

虐待には、介護疲れや認知症に対する理解の不足、近隣との関係など様々な問題が背景にあることから、複雑化した虐待事例に対応するため、市民や関係機関・団体、介護サービス事業者等との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを推進します。さらに、介護者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、介護者をはじめ、虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点に立って対応します。

また、介護サービス利用者の人権の擁護や虐待の防止等の観点から、虐待防止のための指針整備や虐待防止委員会の設置など介護サービス従事者による虐待を防止するための体制整備が介護サービス事業者に義務付けられました。そのため、介護サービス事業者が必要な体制が整備されるよう支援するとともに、虐待防止に関する知識の習得など介護サービス従事者の資質・介護スキル向上のための研修を実施するなど虐待防止に向けた取組みを推進します。

【主な具体的取組み】

- 高齢者虐待対応職員の質の向上
- 介護者における負担軽減の取組強化（再掲）
- 高齢者虐待防止に向けた多職種による連携の強化
- 地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護の取組推進

《成果指標》

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
「虐待などに至る危険性はない」と感じている介護者の割合	44.3%	増加	高齢者等実態調査 (在宅（介護者）)

【達成目標】

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
虐待の相談・対応件数	321件	350件	実績	4
高齢者・障害者虐待防止研修の参加職員数	53名	毎年度60名	実績	4

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

施策の方向性4 介護者(ケアラー)のサポート

- 高齢者等実態調査（令和4年度実施）では、北九州市が力を入れていくべき施策について、「介護に関する相談窓口・体制の整備」と回答した人が若年者（40～64歳）の5割を超えるとともに、介護者のうち、「負担を感じている」人が4割を超える現状にあります。
また、家族が認知症になった場合や認知症のご家族がいる方が心配だと感じることにについては、「身体的・精神的負担」が一般高齢者、若年者で6割を超え、最多でした。
- 高齢化の進展により、高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」、高齢の親とひきこもりの子の、いわゆる「8050問題」、育児と介護を同時に担う「ダブルケア」、大人が担うような家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っている「ヤングケアラー」、現役世代が親の介護のために離職する「介護離職」などの課題を踏まえ、家族等の介護に対する不安・ストレスを一人で抱え込ませない取組みをさらに進めます。
- 複合化・複雑化する相談内容に対応するため、高齢者のための総合相談窓口である地域包括支援センターに寄せられた相談に対して、部門横断的に連携していくとともに、必要に応じてアウトリーチ支援を行うなど、抱える悩みに寄り添った対応が出来るような体制を築いていきます。
- 認知症の人を介護する家族は、身体的・精神的な負担が大きく、孤立やうつ病などのリスクが高まります。認知症の人を介護している家族の孤立を防ぎ、その家族の気持ちや意向を尊重し、さりげない見守りや配慮ができる地域づくりを進めるために、認知症の正しい理解の普及に努めます。

1 介護者の不安に寄り添う

【施策の方向性】

介護者が抱える悩みは「将来への不安」「介護の負担感」「孤立感（他に介護を任せられる人がいない）」など多岐に渡っており、内容も複合化・複雑化しています。このため、介護者の不安の負担を軽減するために、必要な支援やサービスにつながるよう多様な相談体制の強化を図ります。また、ICT技術を活用した、いつでも、どこからでもアクセスできる相談支援の構築も進めながら、不安の解消を図るとともに、適切な相談支援へ繋がるように支援していきます。

加えて、周囲の人が介護者の負担を理解し、気にかけていることが重要であることから、地域の人が見守り・支えあいの当事者として、必要に応じて専門機関につなぐことができる社会を目指すとともに、介護や医療の関係者は、高齢者本人だけでなく、その家族の生活環境や状況を垣間見る機会も多く、気づきが支援や改善につながることを期待できることから、専門職への研修を実施するなどして、啓発にも取り組みます。

さらに、認知症の人を介護している家族の訴えを受け止め、身近なところで適切な相談・支援を行い、また同じ悩みを抱える家族介護者同士が交流できる場の提供を通して、介護負担や孤立感の解消を図ります。

【主な具体的取組み】

- 自殺予防こころの相談電話の設置
- ヤングケアラーへの相談支援の実施
- いのちをつなぐネットワーク事業(地域福祉ネットワーク)の充実・強化による「見つける」「つなげる」「見守る」取組みの推進(再掲)
- 民生委員、福祉協力員等による見守りネットワークの充実(再掲)
- 地域包括支援センター等による相談体制の充実(再掲)
- 重層的支援体制整備事業の実施(再掲)
- 認知症サポーター養成講座の充実(再掲)
- 認知症・若年性認知症介護家族交流会の実施(再掲)
- 認知症・介護家族コールセンターの運営(再掲)
- 認知症カフェの普及啓発・活動支援(再掲)

《成果指標》

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
家族の介護について「負担である」と考える人の割合	40.3%	減少	高齢者等実態調査 (在宅高齢者の介護者)

2 家族介護者の生活支援

【施策の方向性】

家族介護者の生活を支援するため、介護に対する理解を深める啓発、介護技術の向上研修、男性の介護への参画促進などにより、介護者の心身の負担を軽減できるような社会づくりを目指します。また、就労している家族介護者の負担軽減のためには、企業等事業者の理解が不可欠であることから、ワーク・ライフ・バランスに関する出前セミナーやアドバイザー派遣を行うなど、事業者に対し、介護に関する理解、仕事と介護等との両立への理解を促進し、就労しやすい職場環境づくりを働きかけます。

【主な具体的取組み】

- 介護講座の開催
- 企業等を対象にした介護への理解促進
- 男性向け介護講座の開催
- 介護保険サービス等の提供(ショートステイやデイサービス等)
- 家事や介護に関する講座の開催等を通じた知識・技術の習得、情報交換・悩み事相談の介護者支援(再掲)

《成果指標》

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
介護講座を今後活かせると回答した人の割合	99%	100%	介護講座参加者 アンケート

目標3 選べる自由が感じられる多彩なケア

～安全・安心・自己決定～

本市において、介護などのケアの必要性が高まってくる85歳以上の人口は、今後も令和22(2040)年頃まで増加が見込まれています。中長期的に将来を見据えると、医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による、地域包括ケアシステムの一層の推進や、保険者機能を強化して、地域の実情に応じた取組みが重要となります。

令和4(2022)年度に実施した高齢者等実態調査において、できるだけ最期まで自宅で過ごしたいと回答した方が6割を超えることから、多くの方が住み慣れた地域で暮らし続けたいと感じている現状にあります。介護が必要な状態になっても、高齢者本人の意思が尊重され、それぞれの状態に応じて、必要な生活支援、介護サービスなどの活用により、人生の最終段階まで切れ目のないケアを提供できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

そのためにも、本人の選べる自由が感じられる多彩なケアを推進し、安全・安心・自己決定できるまちづくりに取り組めます。

施策の方向性1 不安を安心へ

- 地域包括支援センターと、保健・医療・福祉・介護・地域関係者が連携して地域包括ケアシステムの深化・推進に努めるとともに、身近なところで誰もが気軽に相談できる体制づくりや、地域包括支援センターにおける業務の負担軽減や質の向上に係る取組みを踏まえつつ、人材確保・人材育成を進めます。また、地域ケア個別会議や地域支援コーディネーターとの連携を通して、支援策の強化や質の向上を図ります。
- 本人や家族等の希望や心身の状態に応じた場所での暮らしを選択できる環境を整えます。併せて、病気や障害を抱えながらも、自宅や住み慣れた地域での暮らしの安心を守るために、医療と介護の連携による充実した在宅療養の支援体制を構築します。例えば、在宅を中心に入退院を繰り返し、「ときどき入院、ほぼ在宅」状態となっても、「治し、支える」医療と介護の連携により、切れ目なく必要な医療やケアを受けることができる支援体制づくりを進めます。
- 年齢とともに衰えてくる身体の機能低下に対して、早い段階からその変化に気づき、介護予防や健康づくりに取り組んでいけるよう、支援拠点を設置し医療機関等と連携しながら、身近な地域でリハビリテーションについて気軽に相談ができる体制を整えます。

1 地域包括支援センターの体制整備

【施策の方向性】

高齢者に関する相談の中には、高齢者自身に対するものだけでなく、「介護」「育

見」「病気」「終活」「生活困窮」などを含む複合化・複雑化した課題もあり、世帯丸ごとの対応が必要です。

このため、地域包括支援センター等を中心に保健・医療・福祉・介護・地域関係者が連携し、相談体制の充実に取り組んでいきます。

また、介護を担う現役世代を対象に、相談窓口としての地域包括支援センターや「まちかど介護相談室」の一層の周知を図るとともに、ICT技術を活用して身近なところで誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。

さらに、地域包括支援センターにおける専門職の確保や人材育成については、地域の特性に配慮した柔軟な職員配置や関係団体との連携による人材確保に努めるとともに、職員研修をさらに充実し、チームアプローチや複雑困難な事例に対する対応力など専門性を高めます。

加えて、地域ケア個別会議において、地域包括支援センターと地域関係者が連携して個別事例の検討を積み重ねることで、課題分析やケアマネジメント支援策の検討を行い、対応力の強化を図るとともに、ネットワークの構築を進めます。

【主な具体的取組み】

- 地域包括支援センター等による相談体制の充実（職員の柔軟な配置）
- 地域包括支援センターにおける機能の強化（研修の充実）
- 他機関との連携強化
- 地域包括支援センターの周知（家族介護者の相談機能を周知・啓発）
- 地域ケア会議の開催
- 地域支援コーディネーターによる地域資源の把握と活用
- 重層的支援体制整備事業の実施（再掲）
- 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント（再掲）

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
地域包括支援センターの認知度	43.6%	増加	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
地域ケア個別会議の開催回数	611回	現状維持	実績	3, 5, 6

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目



2 在宅医療・介護連携の強化

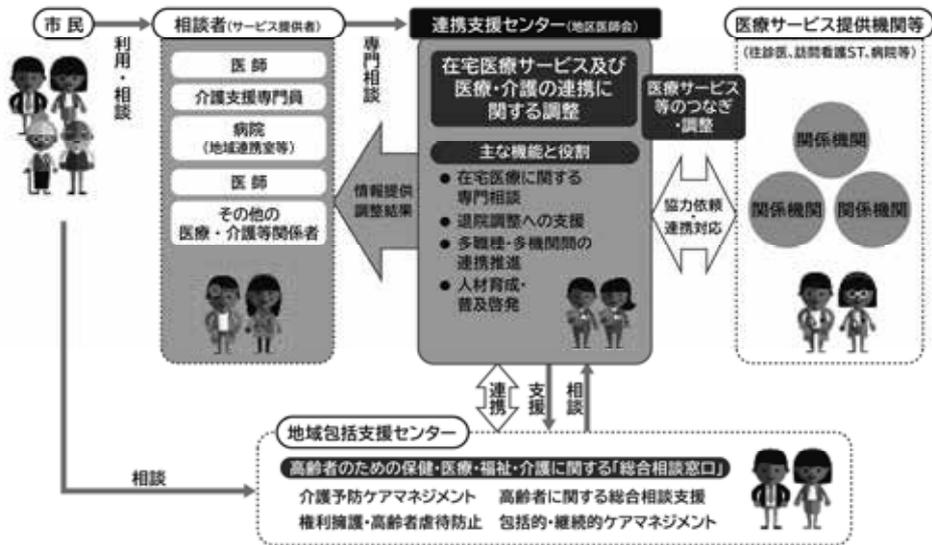
【施策の方向性】

本市の医療体制が充実していることに加え、医師会、歯科医師会、薬剤師会等、関係団体の協力により医療と介護や行政との連携は進んでいますが、高齢者が在宅生活を継続し、医療や介護のサービスが必要となった高齢者の自立を支援するためには、さらに、個々のケースにおいて医療、介護など様々な専門職が高齢者の状態に応じて多様な連携ができることが重要です。

このため、市内5か所の在宅医療・介護連携支援センターによる医療・介護関係者からの在宅医療に関する専門相談への対応や、各種研修会の実施など、多職種・多機関連携の促進を図ります。

加えて、通院が難しくなった場合や退院後の療養の場や方法を考える際の選択肢の一つとなる在宅医療について、在宅での緩和ケアや看取りも含め、理解度や知識が高まるよう、普及・啓発を進めるとともに、人生の最終段階に受けたい医療やケアをあらかじめ医療関係者や家族に伝えるプロセスであるACP(アドバンス・ケア・プランニング：人生会議)の周知を行うなど、病気や要介護状態となっても、住み慣れた地域で療養しながら安心して暮らし続けることができるよう、取り組みをより一層推進します。

【在宅医療・介護連携支援センターによる支援・調整のフロー図】



また、在宅医療の提供（訪問診療、往診、訪問看護など）に取り組む医療機関などを検索、閲覧できる情報システムの公開や様々な手法・機会を活用した普及啓発に取り組みます。さらに、北九州医療・介護連携プロジェクト会議において策定した3つのプロジェクト（とびうめ@きたきゅう、病院窓口ガイド、医療・介護連携ルール）の普及・利用促進に努め、医療と介護が切れ目なく提供される環境づくりを進めます。

【北九州医療・介護連携プロジェクトイメージ図】



【主な具体的取組み】

- 在宅医療の普及啓発（理解度を高める取組みやACPの推進等）
- 北九州医療・介護連携プロジェクトの推進（とびうめ@きたきゅうの推進等）
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及啓発
- 保健・医療・福祉・地域等の関係者の連携による地域福祉の推進（各区推進協議会における勉強会等）

《成果指標》

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
ACP（人生会議）をしている人の割合	32.8%	増加	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
とびうめ@きたきゅう登録者数	36,534名	70,000名	実績	5,6
かかりつけ医を決めている人の割合	86.2%	87%	高齢者等実態調査 (一般高齢者)	6
在宅等（自宅・老人ホーム）での死亡割合	22.4%	増加	人口動態統計	7
訪問看護（介護保険）を受けた利用者数	588.2人 (令和元年)	増加	地域包括ケア見える化システム（人口10万にあたり）	7

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

3 地域リハビリテーションの充実

【施策の方向性】

さらなる高齢化の進展に伴い、医療や介護サービスが必要な要介護者に加え、歩行や立ち座り等の身体機能低下や心疾患等の内部障害により日常生活に支障のある高齢者も増える中で、安心してその人らしく、いきいきとした生活を続けていくためには、保健・医療・福祉・介護に従事する関係者や地域住民を含めた生活に関わる全ての人々・機関等がリハビリテーションの立場から協力し合って活動する「地域リハビリテーション」が不可欠です。

これらの取組みを市内全域に広げ、リハビリテーションに携わる関係者が連携し、市民のニーズに応じた質の高い相談支援を行うとともに、地域の中で介護予防活動の充実が図られるよう、次の3つの取組みにより「地域リハビリテーション」を推進します。

<地域リハビリテーションの推進にむけた3つの取組>

① リハビリテーションサービスの整備と充実

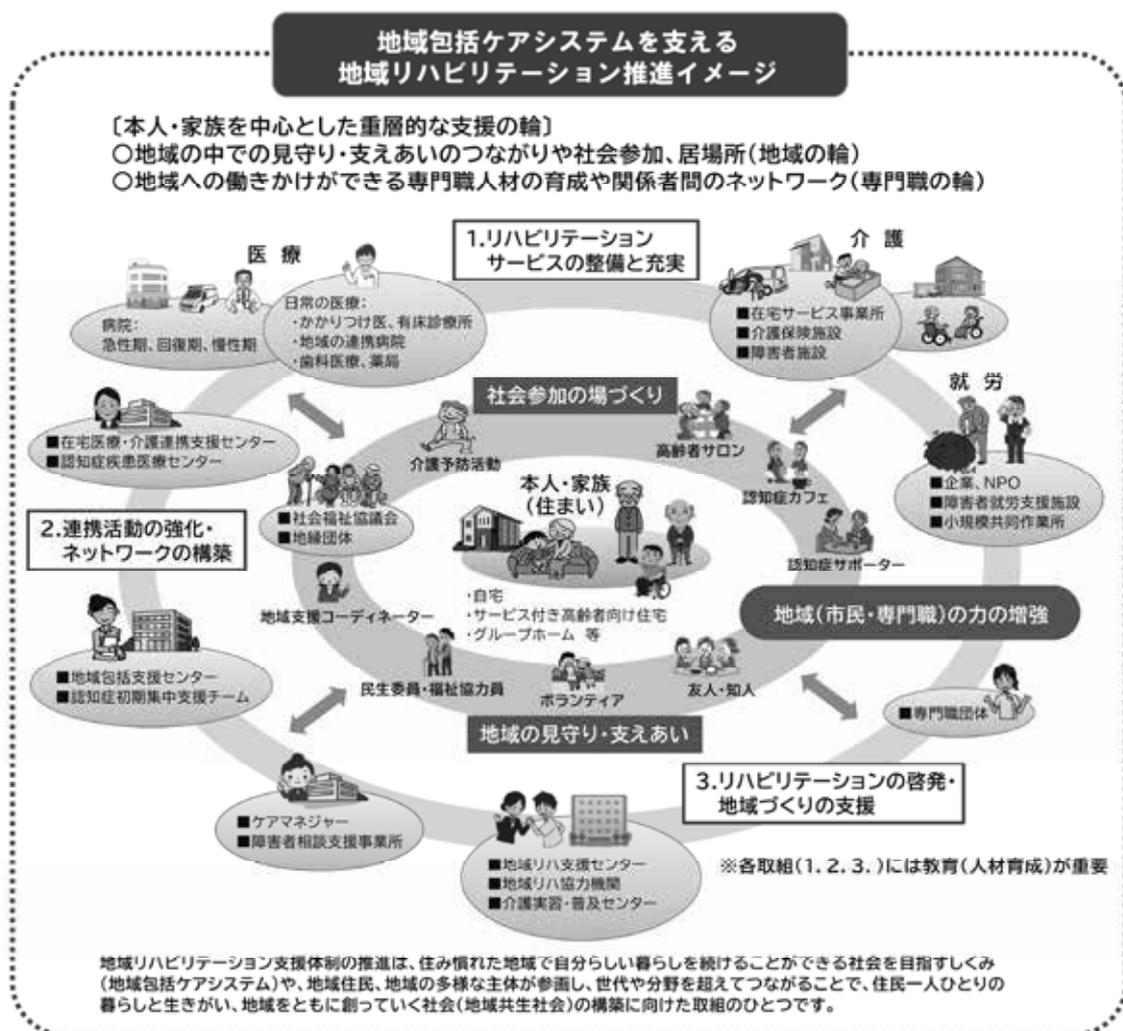
- ・ 「地域リハビリテーション支援センター」を設置し、地域包括支援センターやケアマネジャーなどの介護従事者を対象に相談支援を行います。
- ・ 市内の医療機関等の協力を得て、リハビリテーション専門職を派遣する体制（地域リハビリテーション協力機関）の充実を図ります。
- ・ 在宅生活を支える専門相談支援拠点として介護実習・普及センターの機能を強化し、介護技術をはじめ福祉用具や介護ロボット、住環境等を含めた生活全般の相談支援を行います。

② 連携活動の強化・ネットワークの構築

- ・ 市内5つのリハビリテーション連絡協議会を運営し、地域の実情に応じたりハビリテーション関係者の連携強化に取組みます。
- ・ 事例を通じて多職種間の連携の仕方や支援方法を学ぶ研修会を開催し、関係者間のネットワークづくりを進めるとともに、在宅生活の支援ができる人材育成に取組みます。

③ リハビリテーションの啓発・地域づくりの支援

- ・ リハビリテーション専門職が高齢者サロン等の地域活動の場に出向き、介護予防や健康づくりについて市民に具体的な方法を助言・提案します。
- ・ 市民が介護を身近なものとして考えていけるよう、地域の市民センター等において車いすなどの福祉用具の体験講座や自助具等の普及・啓発を行います。



【浜村明德氏（小倉リハビリテーション病院 名誉院長）の協力のもとに作成】

【主な具体的取組み】

- 地域リハビリテーション協力機関の充実
- リハビリテーション連絡協議会の運営
- 地域リハビリテーションケース会議の開催
- 介護実習・普及センターの機能強化
- リハビリテーション専門職の地域派遣

《成果指標》

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
手段的日常生活動作(IADL)の能力が高い人の割合	68.7%	増加	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般・要支援高齢者)

【達成目標】

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
運動機能の低下(歩行、転倒の状態)リスクの高い人の割合	40.2%	38%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般・要支援高齢者)	3
地域リハビリテーション協力機関数	40か所	80か所	実績	3
地域リハビリテーションに関する研修会が日々の業務に活かされると回答した割合	98.5%	100%	実績	3
介護実習・普及センターの相談支援件数	2,537件	3,350件	実績	3
リハビリテーション専門職が地域ケア会議や地域活動に出向いた回数	247回	400回	実績	3

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

4 一人暮らしの高齢者の安心を支援

【施策の方向性】

高齢者が安心していきいきした日々の暮らしを送り、元気なうちに、最後まで自分らしい人生を送るための終末期の整理を自らの意思で行う終活を支援するため、関連

機関と連携し、その重要性の周知・啓発の強化に努めます。また、安心できる終活支援の仕組みづくりについて検討します。

さらに、一人暮らしの高齢者の安心を支えるため、一人になっても暮らせる住まいの提供、気軽に相談できる場所や見守りある環境づくりを推進します。

【主な具体的取組み】

- 終活支援（終活相談の実施、エンディングノートによる啓発、死後事務委任の情報提供等）
- 市営住宅の入居・管理の適正化（市営住宅における入居機会の確保、生活援助員やふれあい巡回員の派遣等）（再掲）
- 民間による高齢者向け住宅の供給促進（高齢者向け優良賃貸住宅の有効活用、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）（再掲）
- 住宅セーフティネット機能の充実（公的賃貸住宅との連携、セーフティネット住宅の登録や普及に向けた取組の推進等）（再掲）
- 在宅生活が困難な方のため的高齢者福祉施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、生活支援ハウス等）の適切な設置・運営（再掲）
- ICTを活用した地域の見守り力強化（再掲）
- いのちをつなぐネットワーク事業における「見つける」「つなげる」「見守る」取組みの推進（再掲）
- 重層的支援体制整備事業の実施（再掲）

《成果指標》

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
終活についてすでに準備している高齢者の割合	20.5%	増加	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
終活相談対応件数	116件	300件	実績	4
セーフティネット住宅登録戸数（再掲）	5,632戸	6,000戸 (令和14年)	実績	8

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

施策の方向性2 介護サービス等の提供体制の充実及び介護保険制度の安定した運営

- 高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備や、介護人材の確保等に努めます。
- 質が高く必要な介護サービス等を提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用するよう給付適正化事業に取り組むことにより、介護保険制度の安定した運営に努めます。

1 実情に応じた介護サービス基盤の整備

【施策の方向性】

在宅における中重度の要介護者等、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、柔軟なサービス提供が可能な地域密着型サービスや、居住系サービス等のサービス基盤整備を進めます。

サービス基盤の整備に際しては、地域医療構想や第8次医療計画による介護サービスの追加需要や、令和22(2040)年の中長期のサービス需要のピークアウトを見据えて、将来的な機能転換や多機能化に対応できるよう、本市の実情に応じた基盤整備に努めます。

【主な具体的取組み】

- 将来を見据えた介護サービス基盤の整備
- 在宅医療・介護の推進や介護離職の防止のための、介護サービスの整備
- 介護保険(施設・居住系)サービスの提供
- 施設等への円滑な入所の促進

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
介護保険制度について、「よい」または「どちらかと言えばよい」人の割合	93.6%	増加	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
施設・居住系サービス利用者数	13,864名	増加	実績	9
在宅サービス利用者数	34,738名	増加	実績	9

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

2 先進的介護等による生産性向上及び介護人材確保

【施策の方向性】

介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用した先進的介護「北九州モデル」の普及・促進により、介護現場におけるケアの質の維持・向上及び生産性向上に取り組みます。加えて、予測型介護や介護助手の活用策の探求など、先進的介護の深化・拡充を進めるとともに、地域全体に波及させるための発信力の強化にも取り組んでいきます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、質の高い介護人材を、安定的に確保するため、外国人人材が安心して働ける環境づくり、介護ロボット・ICT等を活用できる専門人材の育成や、次世代に向けた介護職の魅力発信等に取り組みます。

先進的介護「北九州モデル」の概要



【主な具体的取組み】

- 先進的介護「北九州モデル」の推進
- 外国人の介護人材が長く安心して働ける環境づくり
- ハローワーク等との連携
- 介護サービス事業経営者への研修
- 次世代に向けた介護職の魅力発信

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
介護職員が充足していると感じる事業者数	38.7%	増加	介護保険サービス意向調査

【達成目標】

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
介護ロボット等導入施設数	117施設	140施設 (令和7年度)	介護ロボットの導入状況等に関するアンケート	9
次世代に向けた介護職の魅力発信による市ホームページへのアクセス数	—	20,000回	実績	9
介護サービス事業者への研修の受講率	74.8%	100%	実績	9

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

3 介護サービスの質の確保及び適正な運営

【施策の方向性】

質の高い介護サービスを提供するためには、介護従事者の知識や技術の習得が重要です。小規模な事業所では、専門的な研修を自ら実施することが難しい状況もあることから、全てのサービスに関わる基礎的な内容や、職種・サービス別の専門的な内容について様々な研修を実施することで、介護サービスの質の確保と向上を支援していきます。

また、データに基づいた科学的介護や介護サービス事業者の財務状況等の見える化の推進、デジタル技術を活用した医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤の活用等を進めることにより介護サービスの質の確保に努めます。

さらに、生活困窮高齢者に対して、介護保険料や利用料の負担を軽減する施策を実施する等、制度の適正な運営に努めます。

【主な具体的取組み】

- 介護サービス相談員の派遣
- 介護サービス従事者への研修
- データに基づいた科学的介護の推進
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化の推進
- デジタル技術を活用した、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤の活用
- 介護保険サービスの利用者負担の軽減
- 社会福祉法人による利用者負担の軽減

《成果指標》

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
介護サービス従事者 への研修	1,827人	2,500人	実績	9

4 保険者機能の強化

【施策の方向性】

介護サービス基盤の整備とともに、健康づくり・介護予防の取組みが地域包括ケアシステムの構築に向けて適切に実行されているか評価するため、PDCAサイクルを活用して保険者機能を強化する必要があります。そのため、本市の地域課題を分析し、地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組みに関する目標を定めるとともに、目標に対する実績評価を行うこと等に努めます。保険者機能の強化を図る観点から、評価指標に基づき、市町村等の行う様々な取組みの評価を行い、その結果に応じて国が交付する保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援等に資する事業に取り組みます。

また、介護保険制度を持続可能な制度とするために、要介護認定の適正化、ケアプランの点検及び医療情報との突合・縦覧点検等の介護給付適正化事業に取り組むとともに、新たに指定を受けた介護予防支援事業所への地域包括支援センターによる一定の関与により、介護保険制度の信頼感を高めます。

【主な具体的取組み】

- 保険者機能の強化・PDCAサイクルの推進
- リハビリテーション専門職の地域派遣(再掲)
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 給付適正化事業の重点化
- 医療費突合・縦覧点検
- 住宅改修における点検等
- 要介護認定の適正化
- ケアプランの検証・チェック
- 福祉用具の適正利用に向けた取組み
- 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント
- サービス提供事業者への指導

《成果指標》

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
医療費突合・縦覧点検	20,328件	21,550件	国保連合会の集計

5 在宅生活を支援するサービスの充実

【施策の方向性】

在宅医療や在宅介護を必要とする高齢者が、自らの意思で自分らしく、住みたい場所で安心して暮らせるよう、介護保険サービス基盤の充実に取り組みます。具体的には、小規模多機能型居宅介護の整備や、令和6(2024)年に介護報酬改定で創設が予定されている新たな複合型サービスの普及促進の支援等、介護保険の地域密着型サービス等の充実を図ります。

企業やNPO、ボランティアなど多様な主体によるサービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実させ、身体の状態や生活の状況に合わせた、より適切なサービスを選択できるようにすることで、生活機能の維持・向上を図り、身近な地域において介護予防に継続して取り組めるよう、自立・重度化防止に向けた支援を行います。

「おむつ給付サービス事業」については、国の地域支援事業の対象外となったことを踏まえ、寝たきり等高齢者の在宅生活及びその介護者を支援するため、保健福祉事業に移行した上で、引き続き実施します。

また、在宅生活を支える専門相談支援拠点の機能強化を図り、介護の方法やICT・IoTの新しい技術から介護ロボット、福祉用具までの幅広い相談支援を行うことにより要介護者等を支えます。

【主な具体的取組み】

- 居宅要介護者の在宅生活を支える地域密着型サービスの更なる普及
- 在宅生活を支える専門相談支援拠点の運営
- 訪問介護等介護保険(在宅)サービスの提供
- 介護保険制度の広報・周知
- おむつ給付サービス、訪問給食サービスの実施
- 介護予防・生活支援サービスの提供体制の確保
- 粗大ごみ持ち出しサービス等の実施
- 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント(再掲)

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
福祉用具や介護技術に関する相談(訪問)件数	2537件、 うち訪問 224件	3350件、 うち訪問 260件	実績

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
生活支援型訪問サービス従事者研修の修了者数	25人	50人	実績	3

施策の方向性3 安全・安心に暮らし続けられる環境づくり

- 高齢者や家族のニーズや心身の状態に適した住宅や施設を選ぶことができる、暮らしやすい多様な住まいの安定確保を図るとともに、社会活動への参加や健康の増進に向けて外出の意欲を向上させる生活空間のバリアフリー化や外出支援に取り組めます。
- 高齢者が安全・安心に日常生活を送れるよう、感染症対策や防災・防犯対策、交通事故、熱中症やヒートショックなど温度差によるリスクなど、生活課題の解決に向けた取組みを進めます。

1 暮らしやすい多様な住まいづくりを応援

【施策の方向性】

安心して住み慣れた地域で、できる限り長く暮らし続けることができるよう、住宅施策と福祉施策が連携して、高齢者や家族の多様なニーズを踏まえたバリアフリー化や住宅改修への助成を行うなど、高齢者にやさしい住まいづくりを支援します。

また、健康で快適な暮らしが期待できる、住宅の高断熱・高気密化について、情報提供を実施し、普及を推進します。

さらに、民間賃貸住宅に入居しやすい仕組みづくりを推進し、情報提供や相談支援に取り組むほか、見守りのある養護老人ホーム・軽費老人ホームなどの施設や、介護サービスなどの提供により、地域包括ケアシステムの生活の基盤となる住まいの安定的な確保に向けて、ソフト・ハード両面からの取組みを進めます。

【主な具体的取組み】

- 円滑に入居・住み替えができる情報提供や支援の充実
- バリアフリー化や断熱化など高齢者にやさしく、健康に暮らすことができる住まいづくりの促進（介護保険制度等による住宅改造助成、市営住宅のバリアフリー化、住宅相談、北九州市健康省エネ住宅推進等）
- 市営住宅の入居・管理の適正化（市営住宅における入居機会の確保、生活援助員やふれあい巡回員の派遣等）
- 民間による高齢者向け住宅の供給促進（高齢者向け優良賃貸住宅の有効活用、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）
- 住宅セーフティネット機能の充実（公的賃貸住宅との連携、セーフティネット住宅の登録や普及に向けた取組の推進等）
- 在宅生活が困難な方のため的高齢者福祉施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、生活支援ハウス等）の適切な設置・運営
- 熱中症やヒートショックを防ぐための啓発活動

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
現在住んでいる住宅で「何も問題は感じていない」人の割合	39.2%	増加	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
セーフティネット住宅 登録戸数	5,632戸	6,000戸 (令和14年)	実績	8
高齢者の居住する住 宅の一定のバリアフ リー化率	42% (平成30年)	75% (令和14年)	住宅・土地統計調査	8
高齢者人口に対する 高齢者向けの住まい の割合	4% (令和2年)	4% (令和14年)	実績	8
住宅の構造(段差・ 階段)や設備(便所・ 浴室)が使いにくい 人の割合	32.6%	減少	高齢者等実態調査 (一般高齢者)	8

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

2 外出したくなる環境づくり

【施策の方向性】

高齢者のコミュニケーションや社会参加につながる外出の支援を通じて、市民が自主性を持って健康を維持し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが大切です。このため、民間事業者による高齢者が外出しやすいサービスの提供支援、公共交通空白地域における生活交通の確保、公共交通や交通事業者を補完する NPO・ボランティア団体の活動支援に取り組むとともに、日常生活圏域における様々な主体の連携による持続可能な高齢者の外出支援を推進します。

さらに、関係団体との定期的な意見交換や公共施設周辺の現地点検を実施し、歩行者が安心して歩行できる歩道等の整備など、バリアフリー化の推進に取り組みます。

【主な具体的取組み】

- 公共交通空白地域における生活交通を確保する、おでかけ交通の運行
- NPO・ボランティア・地域主体の生活支援や社会参加、健康づくりの取組推進
(買い物応援ネットワーク、シルバーひまわり、地域でGO!GO!健康づくり等)
- モビリティマネジメントの実施(地域、学校、高齢者等を対象に出前講演等を行うことで、公共交通への行動変容を働きかける)
- バリアフリー化の推進(施設・歩行空間、公共交通機関における鉄道駅、バス停周辺・車両・案内表記など)
- 高齢者の運転免許証自主返納支援

《成果指標》

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
外出や移動のときに「特に困っていることはない」人の割合	52.8%	増加	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
シルバーひまわりサービスの利用件数	4,241件	4,900件	実績	8
特定道路のバリアフリー化整備率	98%	100%	実績	8
運転免許証自主返納数	3,000件	3,000件	実績	8

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

3 安全・安心な生活を守る

【施策の方向性】

高齢者が、安全・安心に日常生活を送れるよう、近年の特殊詐欺等の消費者被害や交通事故の未然防止対策・日常生活や企業活動の中での見守りを取り入れた「ながら防犯」など、高齢者本人が地域住民として主体的に行う見守りや啓発活動が、より実効性の高いものとなるよう取り組みます。

また、災害時に適切な避難行動をとるために、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めるとともに、災害時の避難行動要支援者に係る避難支援については、より実効性のある「自助・共助」を基本とする地域住民が主体となった取り組みを目指し、地域の見守り活動の活用について、関係団体との連携の強化を図ります。

高齢者施設等については、災害や感染症発生時において、入居者の生活を維持することや、できるだけ早期に通常時の生活に戻すことを定める計画であるBCPの策定、それに基づく訓練等の実施を支援し、緊急時の対応力の強化を図ります。

さらに、平時における感染症対策として、専門職が必要に応じて施設を訪問し、指導・助言を行うなど、感染防御力の向上を図ります。

加えて、高齢者世帯等を中心に、住宅火災による死者の発生を防ぐため、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、緊急通報装置を設置し、迅速に消火・救急活動ができる体制づくりに取り組みます。

【主な具体的取組み】

- 消費者被害防止に向けた取組推進（あんしんサポートメール、啓発講座等）
- 高齢者の交通安全対策
- 福祉避難所の設置及び避難者の受け入れ等
- 地区防災計画の策定
- 避難行動要支援者避難支援の促進
- 介護施設等における防災対策及び事業継続・避難確保計画の策定と効果的な訓練への支援
- 専門職による施設への感染症対策の訪問指導
- 防火安全対策の推進（住宅用火災警報器の設置、福祉施設の防火安全対策）
- あんしん通報システムの設置（再掲）

《成果指標》

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
避難行動要支援者の 個別避難計画作成率	57.7%	85%	実績

【達成目標】

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
地区防災計画の策定	38件	58件	実績	8
高齢者に対する消費 者被害防止の啓発講 座受講者数	696名	1,000名	実績	8
介護施設における避 難確保計画の作成率	77.2%	100%	実績	8
あんしん通報システム 新規設置数	351件	増加	実績	8

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目